

悩んでいる事をご相談ください。

- 離婚すると子どもの親権は？
 - 突然解雇されました。
 - 隣人とのトラブルで、困っています。
 - 在留資格について悩んでいます。
- …などなど

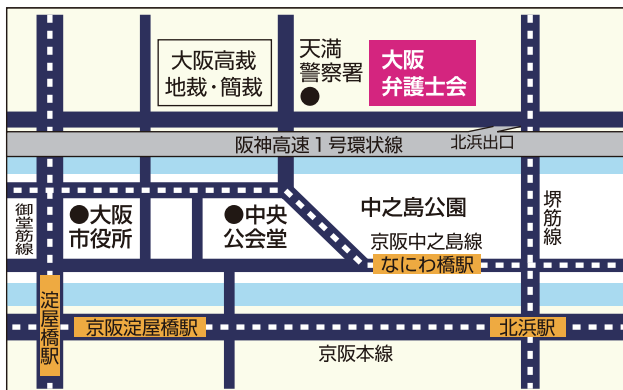
私たちは法律を分かりやすく伝えます。

 大阪弁護士会
総合法律相談センター

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1階

TEL.06-6364-1248(予約用)

相談時間：毎週金曜日(祝日除く)13時～16時(要予約)



京阪中之島線「なにわ橋駅」出口1より徒歩約5分
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」1号出口より徒歩約10分
地下鉄・京阪本線「北浜駅」26号階段より徒歩約7分

Legal consultation for foreigners
外国人法律相談

大阪弁護士会(法テラス指定相談場所)

ニホンノ、ホウリツ、ワカラナイ。





大阪弁護士会が
外国の方のために
法律相談を行います。

日本にお住まいの外国の皆さん、
日々の暮らしでお困りの事はありませんか？
言葉が分からなくて人を傷つけたり、傷つけられたり
生活習慣の違いで思わぬトラブルになったり…。
ましてや法律に関係する事は日本人でも、
よく分からない事が多いのです。

まず相談してみませんか？

相談可能な対象

- 外国人の方の相談
- 外国人に関する内容の相談
- 日本語による法律相談では十分に理解ができない方の相談

相談料金

- 資力が一定額以上の方
30分（通訳付きは60分） **5,500円**
- 資力が一定額以下の方※ **無料**
 - ※一定額以下の資力とは
 - 収入（手取り月収）が一定額以下
単身者 182,000円
2人家族 251,000円
3人家族 272,000円
4人家族 299,000円
（大都市の場合は10%加算）
 - 家賃、住宅ローン、医療費などの出費がある場合は、一定額を控除した後の所得。
 - 預貯金等が一定額以上の場合、利用できない場合があります。

通訳

予約の際にご相談いただければ通訳人をつけることも可能です。その場合の**通訳料は無料**です。

外国人法律相談

毎週金曜日（祝日除く）13時～16時（要予約）

予約電話 **TEL.06-6364-1248**

予約時間 月～金曜日（祝日除く）9時～20時

大阪弁護士会総合法律相談センター
〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5